



三重県公報

令和元年12月17日（火）

第 65 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
8	三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
497	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	3
498	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	3
499	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	3
500	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	3
海 調 委 告 示			
4	三重海区におけるくろまぐろ養殖業についての指示	(海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	4
5	三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示	(同)	5
公 告			
	土地改良施設管理規程の変更認可	(農 地 調 整 課)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6

公安委規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月十七日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

三重県公安委員会規則第八号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details amendments to the 'Public Security Commission Rules' (公安委規則), specifically regarding the use of information communication technology in administrative procedures. The amendments include changes to the scope of application, the definition of 'information communication technology', and the use of electronic information processing organizations.

附 則

ハルニ報証ガ、クニニシテハ、心ニシテ、

告 示

三重県告示第 497 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年 12 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定年月日
薬局	畿央薬局 こうのだい店	名張市鴻之台 3 番町 24-1		薬局	令和元年 11 月 1 日
薬局	ペンギン薬局	津市新町三丁目 6-17		薬局	令和元年 11 月 1 日
薬局	アクア薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 1840-1		薬局	令和元年 12 月 1 日
薬局	かわはし薬局 江場店	桑名市江場 456-3		薬局	令和元年 12 月 1 日
薬局	クスリのアオキ 平野東薬局	伊賀市平野東町 150 番地 3		薬局	令和元年 12 月 1 日
薬局	おりがみ薬局	伊賀市小田町 256-1		薬局	令和元年 12 月 1 日

三重県告示第 498 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和元年 12 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更年月日
		変更前	変更後			
薬局	スギ薬局 白子店	鈴鹿市江島町 193 番地 1	鈴鹿市江島町 4035 番地		薬局	令和元年 6 月 1 日

三重県告示第 499 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和元年 12 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞 退年月日
薬局	ウエルシア薬局 四日市ときわ店	四日市市ときわ 5 丁目 2 番 27 号		薬局	令和元年 11 月 20 日

三重県告示第 500 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 12 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
リバーナイオン名張ショッピングセンター
名張市元町 376
- 2 名張市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
リニューアルやテナント入替等による場合のほか、店舗周辺におけるイベント等の実施により来店者の増加が見込まれるときにおいても、屋上の従業員駐車場を来店者に開放するなどし、来店者の車両による交通渋滞の発生など周辺道路に与える影響が最小限となるよう努めること。
 - (2) その他の事項
来店者の車両等により、歩行者や他の車両等の通行の安全に支障をきたす事態が生じた場合は、関係機関と協議し、必要な対策を講じること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年12月17日から令和2年1月17日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第4号

くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和元年12月17日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

- 1 天然種苗の活込尾数の制限
次の表の左欄に掲げる区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込みをする数量の合計は、右欄に掲げる活込尾数を超えてはなりません。

区画漁業権	活込尾数
三重区第1501号	16千尾
三重区第1502号 (漁場区域2)	8千尾
三重区第1503号	30千尾

- 2 天然種苗の活込みをした数量の報告
1の表に掲げる区画漁業権を行使する者は、次の表の左欄各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる集計の日ごとに当該日が属する月、旬又は当該日における天然種苗の活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、同表の右欄に掲げる報告の期限までに三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）に報告しなければなりません。ただし、1年当たりの活込みをした数量の合計が1に掲げる活込尾数の8割の数量に到達したときは、当該到達の日から当該到達の日が属する年の末日までの間、それぞれ天然種苗の活込みをした日ごとに当該日における活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、当該日から3日以内に委員会に報告しなければなりません。

期間の区分	集計の日	報告の期限
(1) 1月1日から6月30日までの間	月の末日	7月10日まで
(2) 7月1日から9月30日までの間	旬の末日	当該旬が属する月の翌月の10日まで
(3) 10月1日から12月31日までの間	活込みをした日	当該日から3日以内

- 3 取扱要領
この指示で定めるもののほか、活込みをした数量の報告及び確認等に関する取扱いについては、委員会が

別に定めます。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年1月1日から同年12月31日までとします。

三重海区漁業調整委員会告示第5号

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和元年12月17日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 採捕の制限

三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であつて三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者

3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとします。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の譲渡又は販売をしてはなりません。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければなりません。

5 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがあります。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止

承認を受けないで採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の所持又は販売をしてはなりません。

9 適用除外

市町独自のうみがめ等の保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外します。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年1月1日から同年12月31日までとします。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、中勢用土地改良区（津市納所町520番地）の管理規程の変更を令和元年12月9日付けで認可しましたので、同条第4項の規定により公告します。

令和元年12月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施設の名称
第三頭首工
- 2 施設の概要
第三頭首工 堰長 L = 105.5m

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 11 月 15 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和元年 12 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業地域
津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 11 月 18 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和元年 12 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
伊賀市喰代、同市高山、同市蓮池、同市上友生、同市界外、同市中友生、同市下友生、同市生疏里、同市西明寺、同市荒木、同市寺田、同市高畑、同市羽根、同市上野車坂町、同市上野田端町、同市上野伊予町、同市上野寺町、同市上野玄蕃町、同市上野赤坂町、同市上野農人町、同市平野城北町、同市平野西町、同市平野東町、同市平野上川原、同市平野北谷、同市平野清水、同市平野蔵垣内、同市平野樋之口、同市平野見能、同市平野山之下、同市平野六反田、同市緑ヶ丘東町、同市緑ヶ丘中町、同市緑ヶ丘本町、同市緑ヶ丘西町、同市緑ヶ丘南町、同市上野茅町、同市上野池町、同市上野恵美須町、同市上野桑町、同市上野東日南町、同市上野西日南町、同市上野愛宕町、同市上野鉄砲町、同市上野万町及び同市上野忍町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 10 月 31 日に終了した旨、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知がありました。

令和元年 12 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量による河川測量）
- 2 作業地域
伊賀市島ヶ原から同市大内まで（木津川、服部川及び柘植川の一部区間）、名張市夏秋から同市夏見まで（名張川の一部区間）及び同市箕曲中村（宇陀川の一部区間）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
